

令和 5 年 5 月 17 日

町民安全課

「災害時における応急必要物資の調達に関する協定」 を締結しました

町は、株式会社スズケン藤沢支店と「災害時における応急必要物資の調達に関する協定」を令和 5 年 5 月 16 日（火）に締結しました。

この協定は、寒川町内に災害が発生した際に、医薬品等の応急必要物資の確保を図るため、株式会社スズケン藤沢支店に物資の調達を要請することについて必要な事項を定めたものになります。



問い合わせ先

町民安全課 課長 濁川 英明 ☎0467(74)1111 内線 460